

日本の刑事司法 50年を振り返る

50 years
of criminal justice
in Japan

概要版



| 赤れんが棟 |

表紙の建物は、中央合同庁舎第6号館赤れんが棟であり、1990（平成2）年まで法務省の本館として使用されていた。

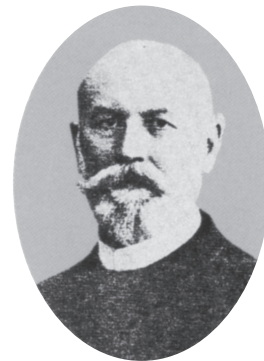
赤れんが棟は、ドイツ人建築家ヘルマン・エンデとヴィルヘルム・ベックマンの設計によるものである。延べ面積約1万平方メートル、れんが造り3階建てであり、急傾斜の大屋根が威風を添えるネオ・バロック様式の建築物である。我が国の近代化が急激に進んだ1888（明治21）年に着工、1895（明治28）年に竣工されて、司法省（旧法務省）の庁舎として使用され始めた。1923（大正12）年9月1日に関東大震災が発生したが、建物の耐震補強策が効果的に作用し、ほとんど被害を被ることはなかった。1945（昭和20）年の東京大空襲により、れんが壁と床を残し焼失してしまったが、1948（昭和23）年から1950（昭和25）年にかけて、物資の乏しいなか工夫を凝らして改修された。

1990（平成2）年6月に、新庁舎（中央合同庁舎第6号館A棟）が完成し、法務省本館の機能が移された後、1991（平成3）年から1994（平成6）年にかけて、大規模な保存改修工事が行われた。これにより、創建当時の姿に復原され、明治の景観を残す数少ない建築物として、同年12月27日に、外観が国の重要文化財に指定された。

現在は、法務総合研究所などとして使用されている。



ヘルマン・エンデ



ヴィルヘルム・ベックマン



中央合同庁舎第6号館（左：法務省，右：検察庁）と赤れんが棟
（住所）東京都千代田区霞が関1-1-1

ま え が き

本誌は、2021（令和3）年3月に京都において第14回国連犯罪防止刑事司法会議（14th United Nations Congress on Crime Prevention and Criminal Justice）が開催されるのを契機に、我が国の刑事司法の50年を振り返るアーカイブである。

国連犯罪防止刑事司法会議（通称「コンGRES」）は、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の会議である。我が国では、1970（昭和45）年に第4回会議が京都で開催されており、この度、約半世紀ぶりに同じ京都において第14回会議（以下「京都コンGRES」という。）が開催されることとなった。なお、京都コンGRESは、当初、2020（令和2）年4月に開催予定であったところ、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、2021（令和3）年3月に開催が延期された。

京都コンGRESでは、オンライン・テレビ会議システムを活用して、世界各国から政府代表や刑事司法の専門家等が参加し、刑事司法分野の今日的な課題に関して最新の情報を共有し、活発な意見交換が行われる予定である。京都コンGRESでは、ホスト国を務める我が国の刑事司法に関心が集まることを見込まれる。会議参加者を含め世界各国の人々に我が国の刑事司法を理解していただく絶好の機会と言える。

そこで、この度、法務省内において、プロジェクトチームを立ち上げ、第4回会議からの刑事司法の半世紀の歩みを振り返り、我が国の刑事司法制度や刑事政策が現在の姿となるまでの歴史をまとめることとした次第である。

本誌は、第1編から第4編までで構成されている。

まず、第1編「現行の刑事司法の概要」では、現在の我が国の刑事手続、矯正や更生保護の分野の概要を紹介している。

次に、第2編「1870年代から1960年代まで～刑事司法の近代化・今日の基礎の確立～」では、我が国の刑事司法について、近代化が始まった1870年代から第4回会議が開催された1970（昭和45）年までの変遷を概説している。

そして、第3編「1970年から2020年までの50年間の振り返り」では、1970（昭和45）年から2020（令和2）年までの50年を振り返り、10年ごとに、各年代の国内外の情勢とともに刑事司法の主な動きを紹介している。

また、第4編「50年間に変化を重ねて進展した刑事司法の諸分野」では、この50年間で大きく変化・進展した刑事司法の諸分野について、10年ごとではなく、分野ごとにまとめて50年間の歩みを紹介した。

プロジェクトチームは、法務省大臣官房秘書課長が座長を、刑事司法分野に関連する刑事局、矯正局、保護局及び法務総合研究所から参事官級の者が構成員を、京都コンGRESの準備に従事している大臣官房国際課が事務局をそれぞれ務め、本誌を作成したところである。（内容は、当初の開催予定であった2020（令和2）年4月を基準としている。）

2021年2月

法務省日本の刑事司法の50年を振り返るプロジェクトチーム

目次

まえがき

第1編 現行の刑事司法の概要 1

- 第1章 刑事手続 2
- 第2章 刑事事件の動向 10
- 第3章 矯正 14
- 第4章 更生保護 17

第2編 1870年代から1960年代まで ～刑事司法の近代化・今日の基礎の確立～ 21

第3編 1970年から2020年までの 50年間の振り返り 25

- 第1章 1970年代(昭和45年から昭和54年まで)
～公安労働事件等に対して種々の難しい対応を要したものの、刑事司法の運用が安定～ 26
- 第2章 1980年代(昭和55年から平成元年まで)
～世界で最も安全な国の一つと言われる社会を実現した刑事司法～ 27
- 第3章 1990年代(平成2年から平成11年まで)
～国際的動向や社会情勢の変化に対応して刑事立法が活発化～ 28

第4章 2000年代(平成12年から平成21年まで)
～犯罪情勢の悪化への対処や制度改革等を経て, 刑事司法が飛躍的に進化～… 29

第5章 2010年代(平成22年から令和元年まで)
～世界一安全・安心な社会の実現のために, 社会の変化に合わせて発展し続ける刑事司法～… 32

第4編 50年間に変化を重ねて進展した 刑事司法の諸分野…………… 35

第1章 犯罪被害者等施策の進展…………… 36

第2章 刑事司法分野における国際社会への貢献…………… 38

第1編

現行の刑事司法の概要

第1章 刑事手続	2
第2章 刑事事件の動向	10
第3章 矯正	14
第4章 更生保護	17



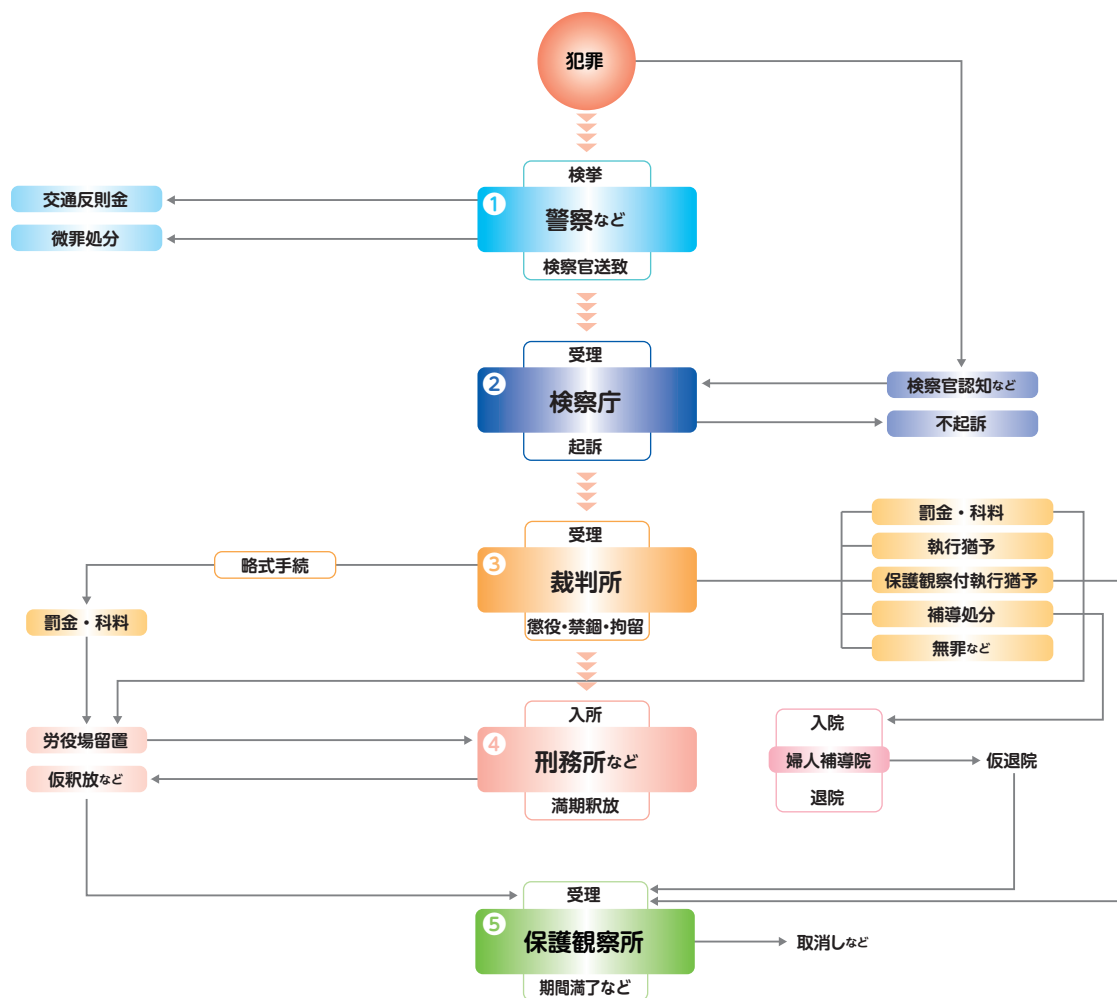
第1章 刑事手続

第1節 成人による刑事事件の手続

1 手続の流れ

成人(20歳以上の者)による刑事事件の手続は、図1-1-1のとおりである。

■図1-1-1 成人による刑事事件の手続



① 警察など

警察などが犯人を検挙して必要な捜査を行う。捜査が行われた事件は、原則として全て検察官に送致される。

② 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決定する。

また、検察官は、自ら事件を認知し、又は告訴・告発等を受けて、捜査を行うこともある。

③ 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、被告人を有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金などの刑を言い渡す。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付したりすることもある。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な手続で審理が行われることもある。

④ 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行される。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行される。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っている。

なお、罰金や料金を完納できない者は、刑事施設に附置されている労役場に留置される。

⑤ 保護観察所

受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で、仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付される。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した者も猶予の期間中は保護観察に付される。

保護観察に付された者は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・自立生活のための支援を受けることになる。

2 捜査

(1) 任意捜査の原則と令状主義

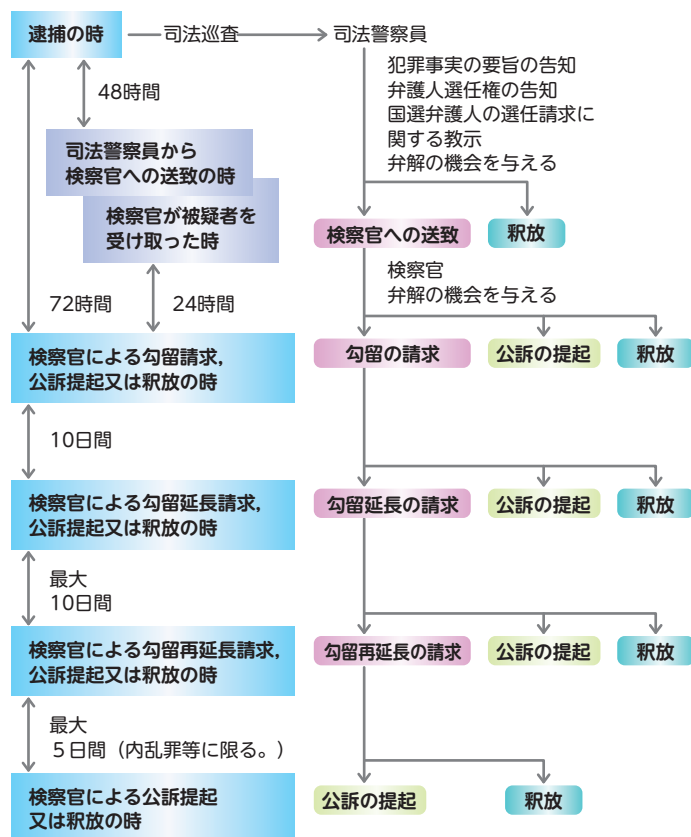
捜査は、強制を伴わない任意の方法で行うのが原則である(任意捜査の原則)。このような方法で行う捜査の典型的なものとしては、被疑者や参考人に任意の出頭を求めて取調べを行ったり、証拠物の任意の提出を求めたり、公道等の事件・事故の現場において見分をしたり、専門家に鑑定を依頼したりすることが挙げられる。更に捜査を進める上で、証拠隠滅や逃亡を防止するために被疑者を「逮捕」したり、証拠を保全するために人の住居に強制的に立ち入って「搜索」をしたり、人の所有物について強制的に「差押え」をしたりするなどの「強制処分」を行う必要があるときは、現行犯逮捕などの場合を除き、裁判官が強制処分の対象を明示して発付する個別の令状が必要である。

令状の発付の審査をする裁判官は、捜査に関与せず、捜査機関から独立した立場で、証拠に基づいて、逮捕や搜索・差押え等の強制処分を許可できる法律上の要件が備わっているかどうかを厳格に審査し、警察官や検察官などの捜査機関に対して逮捕状や搜索差押許可状等の令状を発付するか否かを判断する。

(2) 被疑者の逮捕・勾留の要件・期間等

ア 司法警察職員が被疑者を逮捕した場合における、その後の身柄拘束に関する手続の流れは、図1-1-2のとおりである。

■ 図1-1-2 逮捕から公訴の提起までの手続



逮捕は、現行犯の場合を除き、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合に、裁判官による審査を経て発付された令状（逮捕状）によって行われる。警察官等は、被疑者を逮捕したときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないときは被疑者を釈放しなければならないが、留置の必要があるときは、逮捕から48時間以内に検察官に送致しなければならない。

検察官は、警察官から送致された被疑者を受け取ったときは、弁解の機会を与え、留置の必要がないときは釈放しなければならない。留置の必要があるときは、被疑者を受け取ったときから24時間以内で、かつ、被疑者が身体を拘束されたときから72時間以内に、裁判官に対し勾留を請求する。勾留の請求を受けた裁判官は、被疑者に被疑事実を告げ、被疑者の陳述を聞いた上で、具体的な犯罪の嫌疑があり、かつ、罪証隠滅のおそれや逃亡のおそれ等があると認めた場合に、勾留状を発付する。

被疑者の勾留は、原則として10日間に限り認められ、裁判官がやむを得ない事由があると認めるときに限り、更に10日間を限度として延長することができる。

以上のとおり、逮捕から起訴までの間に何段階もの裁判官の審査を経て認められる被疑者の身柄拘束の期間は、最長で23日間（ごく例外的に内乱罪事件等については、更に5日間の延長が可能）である。この期間は、多くの捜査を要することとなる複雑で重大な事案においても変わらない。検察官は、通常、この期間内に捜査を遂げ、後記3の観点から起訴・不起訴を決定することになる。

なお、被疑者に対し逮捕・勾留の理由となった事件とは別の事件の嫌疑がある場合に、後者の事件について逮捕や勾留の要件が備わっているときは、後者の事件について別個に逮捕・勾留をすることが可能であるが、そのような場合でも、それぞれの事件ごとに、身柄拘束の可否及び要否について裁判官の司法審査を受けることによって、不必要な身柄拘束が防止される仕組みになっている。

イ 逮捕・勾留の運用の現況

前記のとおり、任意捜査が原則であるから、被疑者の逮捕・勾留は、必要な場合に限って行われ、

多くの事件では、被疑者の身柄拘束を全く行わずに捜査が行われる。検察官が処理した事件（検察庁既済事件（過失運転致死傷等・道交違反（図1-2-3 注2 参照）を除く。）に占める身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察庁に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の割合は、約36%にとどまる。

(3) 弁護人を選任する権利、被疑者の取調べの適正の確保等

被疑者は、何時でも、自ら弁護人を選任することが認められている。また、被疑者に勾留状が発せられている場合には、被疑者が貧困等の事由により自ら弁護人を選任することができなければ、国が弁護人を付ける国選弁護制度が設けられている。

被疑者の取調べについては、次のようにして、自白の強要等の不正な取調べが行われないことを確保する仕組みが設けられている。まず、憲法及び刑事訴訟法により、被疑者には黙秘権が保障されている上、強制等による自白その他任意性に疑いのある自白は証拠とすることができないこと、及び本人の自白のみでは被告人を有罪とすることができないことが明示されている。また、弁護人が被疑者の取調べに立ち会う権利までは認められていないものの、身柄拘束されている被疑者については、弁護人と立会人なしに接見して助言を受ける権利が認められていることに加えて、一定の事件については、その取調べの全過程を録音・録画することが義務付けられ、その他の事件においても、検察庁では、多くの事件で被疑者等の取調べの録音・録画を実施し、警察でも、録音・録画の対象を拡充するなど、不適正な取調べの防止が図られている。

3 公訴の提起

刑事事件の公訴を提起する権限は、原則として、検察官のみが有している。検察庁では、無実の人が訴訟負担やその他種々の不利益を被ることなどを避けるため、的確な証拠によって有罪判決が得られる高度の見込みのある場合に限って起訴するという運用が定着している。そのため、検察官は、法と証拠に基づき慎重に事件を吟味し、被疑者が罪を犯した疑いがない場合だけでなく、その疑いが十分でないとは判断する場合にも、公訴を提起しない。さらに、犯罪の証明が十分であると認めた場合であっても、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないこと（起訴猶予と呼ばれる）ができる。

2017（平成29）年の統計では、検察官が起訴した事件の割合は刑法犯では37%であり、63%の事件は、不起訴となっている。このような検察官による起訴すべき事件の慎重な選別もあって、起訴された事件の有罪率は99%を超える。

4 公判手続

(1) 概要

検察官が裁判所に起訴状を提出し、公訴を提起すると、刑事事件の公判手続が開始される^(注)。

大多数の第一審は、起訴された罪の軽重等により、1名又は3名の裁判官によって構成される裁判所が担当する。特に重大な事件の第一審は、職業裁判官3名と一般国民から選ばれる裁判員6名の合議体によって「裁判員裁判」が行われる（後記第3編第4章参照）。いずれの場合も、公判は、原則として誰でも傍聴できる公開の法廷において行われ、裁判所は、検察官と被告人・弁護人の主張を聴き、証人等や証拠を調べた上で、起訴された事件について被告人が有罪であるか無罪であるかを判断し、有罪と認められる場合には、被告人に科すべき刑を決定して言い渡す。

第一審の公判手続の流れは、図1-1-3のとおりである。大別して、冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続、判決宣告手続からなる。

(注) 100万円以下の罰金又は料りに相当する軽微な事件である場合、被疑者に異議がなければ、書面審査による略式手続を行うことが可能である。

■ 図1-1-3 公判手続



(2) 検察官の立証責任, 当事者主義的訴訟構造

被告人が有罪であることを裁判において証拠により証明する責任は、検察官が負っている。被告人が起訴された罪を犯したことを、検察官が的確で十分な証拠によって合理的な疑いを差し挟む余地のない程度にまで証明できなければ、被告人に無罪が言い渡される。被告人は、裁判により有罪と認定されるまでは、罪を犯した者として取り扱われない（無罪推定の原則）。

起訴するに当たって検察官から裁判所に提出されるのは、起訴状のみであり、捜査において収集された証拠や作成された供述調書等が提出されることはない。したがって、裁判所は、独自にどのような証拠があるかを知り、それを公判で取り調べることは原則としてなく、犯罪事実の認定のために触れることができるのは、その後、検察官又は被告人・弁護人が取調べを請求し、相手方が証拠とすることに同意して、公判廷で取り調べられた証拠や、そのどちらかが請求した証人が公判廷で宣誓の上でした証言など、法律で証拠とすることができると認められた証拠のみである。検察官が有罪の立証等のために取調べを請求する証拠は、あらかじめ被告人側に開示しなければならないこととなっている。

証拠については、いわゆる「伝聞法則」が定められており、公判外でなされた供述を記録した書類（供述調書等）は、原則として証拠とすることができない。重要な目撃者の供述なども、その供述調書等を証拠とすることにつき被告人側の同意が得られない限り、公判廷でその者を証人として尋問し、証言してもらうことによって立証しなければならず、その際、被告人側の厳しい反対尋問により信用性がテストされることになる。

英米法系諸国のように被告人が有罪の答弁をすれば証拠調べをせず有罪として刑を科すことができる制度は設けられておらず、被告人が有罪であることを自認する場合であっても、検察官は上記と同じ立証責任を負う。

このように、検察官は、証拠など立証方法についての厳格な制限の下で、極めて高度の証明をする責任を負っており、そのような仕組みとすることで、無実の者が処罰されることがないことを手続的に保障しており、加えて、公正中立な裁判所が、法と証拠に基づき、前記のような高度の証明基準に照らして厳密に事実認定を行い、被告人の有罪・無罪を慎重に決する仕組みとなっている。

(3) 裁判所の判断の適正の確保

前記のように、裁判所は、公訴が提起される段階では起訴状以外の提出を受けず、事件につき予断を持つことなく公判に臨み、公開の法廷において、検察官と被告人・弁護人の当事者双方から提示される主張と証拠を十分に吟味した上で、有罪又は無罪の判決をする。

裁判所の有罪・無罪の判断については、その理由を判決書に示さなければならない。この判決に不服がある当事者は、より上級の裁判所に、上訴することができ、第一審裁判所の判決に不適法な点があったり、その判断の過程に論理則や経験則等に反する不合理な点があったりすれば、上訴審において是正されることとなる。このような事後的に検証の途が開かれていることにより、裁判所の判断の適正さが確保されることとなる。

(4) 起訴後の勾留と保釈

勾留されている被疑者について起訴がなされた場合には、被告人としての勾留が継続することとなる（その期間は公訴提起の時から2か月。特に継続の必要がある場合には、1か月ごとに更新することができる。）。

勾留中の被告人については、保釈（被告人の出頭を担保する保証金の納付等を条件として、被告人を身柄拘束から解くこと）が認められる。被告人等から保釈の請求があったときは、罪証隠滅のおそれがあるなどの除外事由に当たらない限り、保釈を許可しなければならない。また、除外事由に当たる場合であっても、適当と認めるときは、裁判所（公判開始前は裁判官）の裁量で保釈を許すことができる。

2018（平成30）年の統計によれば、勾留状が発せられた被告人のうち、保釈が許可された者の割合は約32%であり、また、保釈の請求をした被告人のうち、これが許可された者の割合は約68%である。

(5) 審理期間

第一審の平均の審理期間（裁判所の受理から処理までの期間）は、2018（平成30）年の統計によれば、重大な事件や複雑な事件に際して行われることの多い、争点・証拠の整理のための公判前整理手続に付された事件においても、約11か月である。

第2節 非行少年に関する手続の流れ

1 概要

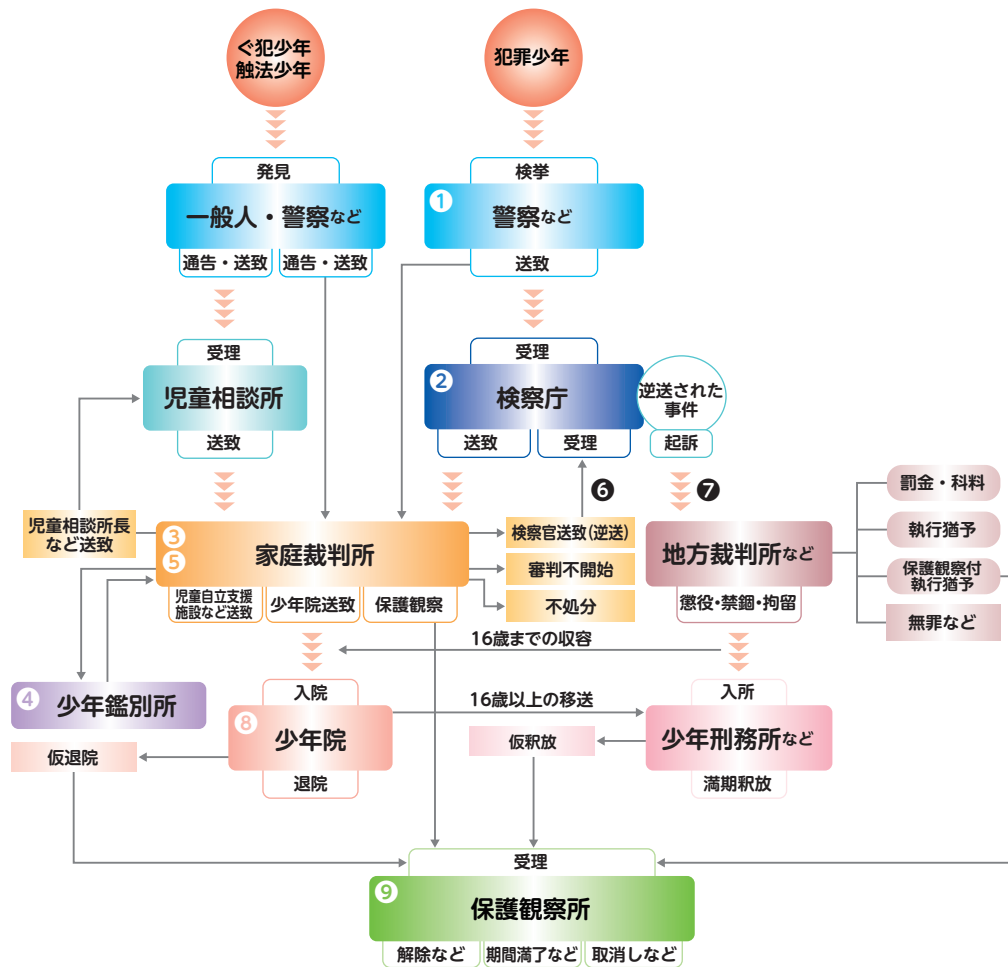
被疑者が少年（20歳未満の者）である場合であっても、捜査は、基本的には刑事訴訟法に則って行われる。

もっとも、少年は、成人と比べて一般に未成熟であり、また可塑性に富むため、少年が犯罪を行った場合、成人とは異なり、少年法に基づく特別な手続の下で処理される。

2 手続の流れ

非行少年に関する手続の流れは、図1-1-4のとおりである。

■図1-1-4 非行少年に関する手続の流れ



① 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致する。

② 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があつて、保護する必要性が高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致する。

③ 家庭裁判所

家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行う。

④ 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果を家庭裁判所に提出する。

⑤ 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行う。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与する。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分が付する必要があると認めるときの場

合は、不処分^⑥の決定を行い、保護処分^⑦に付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行う。

⑥⑦ 検察官送致, 起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致する。

なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされている。

⑧ 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩むこととなる。16歳未満の少年受刑者は、必要に応じて第4種少年院に収容される。

⑨ 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになる。

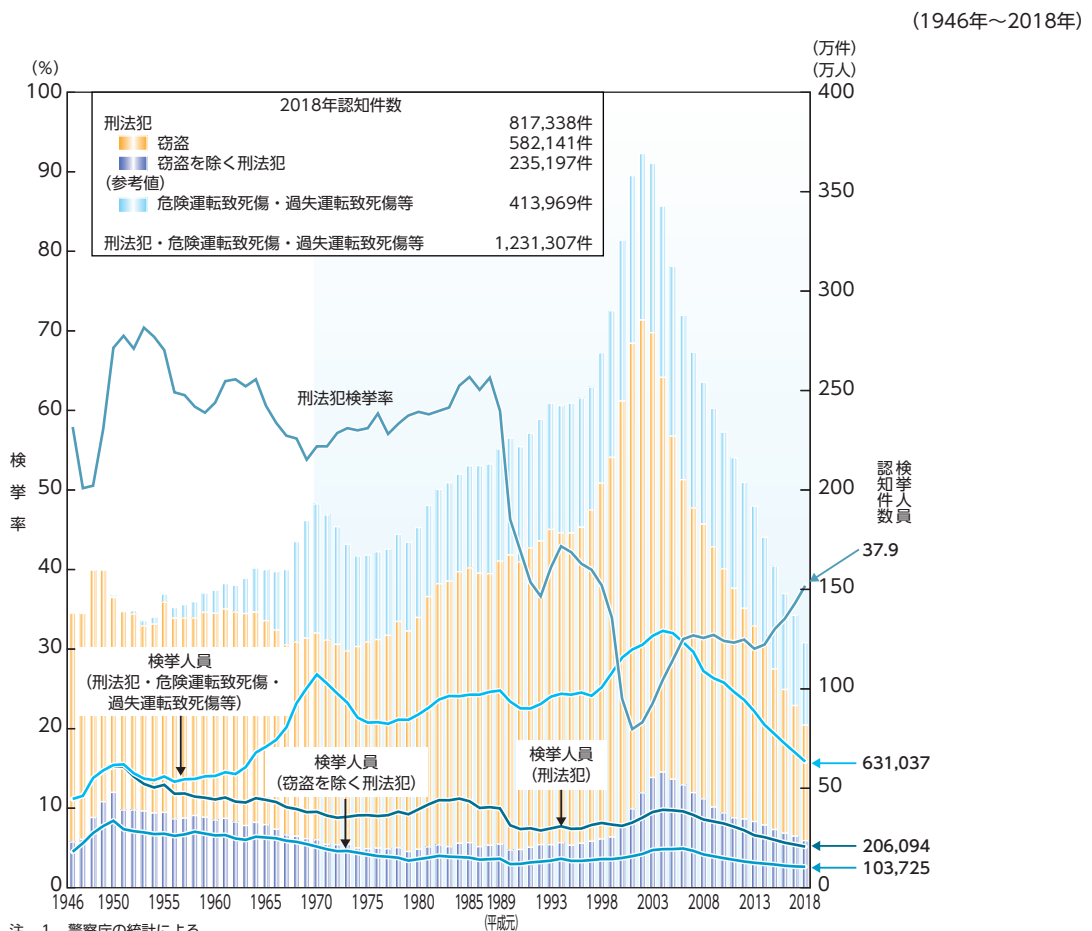
第2章

刑事事件の動向

1 刑法犯

(1) 刑法犯（本誌では、第4編を除き、交通関係の過失犯事件を含まない。）の認知件数、検挙人員及び検挙率の推移（1946（昭和21）年以降）は、図1-2-1のとおりである。

■ 図1-2-1 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移



(出典：令和元年版犯罪白書)

1970（昭和45）年の刑法犯認知件数は、約128万件であったが、その後、1973（昭和48）年に当時の戦後最少である約119万件まで減少した。翌年以降は、増加傾向を示し、1996（平成8）年からは毎年戦後最多を更新して2002（平成14）年には285万件を超えたが、2003（平成15）年に減少に転じて以降、16年連続で減少しており、2018（平成30）年は81万7,338件と戦後最少を更新した。戦後最少は、2015（平成27）年以降、毎年更新している。

刑法犯の発生率（人口10万人当たりの認知件数）の動向は、認知件数の動向とほぼ同様である。1970（昭和45）年は、1,233.9であったが、1973（昭和48）年に当時の戦後最低値の1091.2を記録した。その後、上昇傾向にあり、2002（平成14）年には戦後最高値の2,238.7を記録したが、2003

(平成15)年から低下に転じ、2013(平成25)年からは、毎年戦後最低値を記録し、2018(平成30)年は646.4であった。

(2) 2018(平成30)年における刑法犯の主な統計データは、表1-2-2のとおりである。(参考：総人口126,443,000人)

■表1-2-2 2018年の主な統計データ(刑法犯)

		(前年比)	[1989年比・2003年比]
①認知件数			
刑法犯	817,338件	(-97,704件, -10.7%)	[51.2%・ -70.7%]
窃盗を除く刑法犯	235,197件	(-24,347件, -9.4%)	[+24.0%・ -57.6%]
(参考値)			
刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等	1,231,307件	(-137,048件, -10.0%)	[-45.5%・ -66.2%]
うち危険運転致死傷・過失運転致死傷等	413,969件	(-39,344件, -8.7%)	[…… -51.6%]
うち危険運転致死傷	613件	(-57件, -8.5%)	[…… +99.0%]
うち過失運転致死傷等	413,356件	(-39,287件, -8.7%)	[-29.7%・ -51.7%]
②検挙件数			
刑法犯	309,409件	(-17,672件, -5.4%)	[-59.9%・ -52.3%]
窃盗を除く刑法犯	118,865件	(-3,920件, -3.2%)	[-22.4%・ -44.6%]
③検挙人員			
刑法犯	206,094人	(-8,909人, -4.1%)	[-34.2%・ -45.7%]
窃盗を除く刑法犯	103,725人	(-2,040人, -1.9%)	[-11.8%・ -44.9%]
(参考値)			
刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等	631,037人	(-49,267人, -7.2%)	[-32.5%・ -50.3%]
うち危険運転致死傷・過失運転致死傷等	424,943人	(-40,358人, -8.7%)	[…… -52.3%]
うち危険運転致死傷	606人	(-47人, -7.2%)	[…… +96.8%]
うち過失運転致死傷等	424,337人	(-40,311人, -8.7%)	[-31.7%・ -52.3%]
④発生率			
刑法犯	646.4	(-75.8)	[-711.7・ -1,536.6]
窃盗を除く刑法犯	186.0	(-18.8)	[+32.1・ -248.1]
(参考値)			
刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等	973.8	(-106.1)	[-861.4・ -1,881.7]
うち危険運転致死傷・過失運転致死傷等	327.4	(-30.4)	[…… -343.0]
うち危険運転致死傷	0.5	(-0.0)	[…… +0.2]
うち過失運転致死傷等	326.9	(-30.3)	[-150.2・ -343.3]
⑤検挙率			
刑法犯	37.9%	(+2.1pt)	[-8.3pt・ +14.6pt]
窃盗を除く刑法犯	50.5%	(+3.2pt)	[-30.2pt・ +11.9pt]

注 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

(出典：令和元年版犯罪白書)

2018(平成30)年は、刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙人員及び発生率については、前年よりも減少・低下し、検挙率については、前年よりも上昇した。

2018(平成30)年の刑法犯認知件数を罪名別に見ると、窃盗が約58万件と最も多く(全体の71.2%)、器物損壊(同9.6%)、詐欺(同4.7%)、暴行(3.8%)、傷害(同2.8%)の順に続く。なお、殺人は915件、強盗は1,787件、強姦等は1,307件であった。窃盗や器物損壊のように近年減少し続けている犯罪がある一方、詐欺、暴行、傷害のようにそれほど減少せず、あるいはかえって増加している犯罪もある。

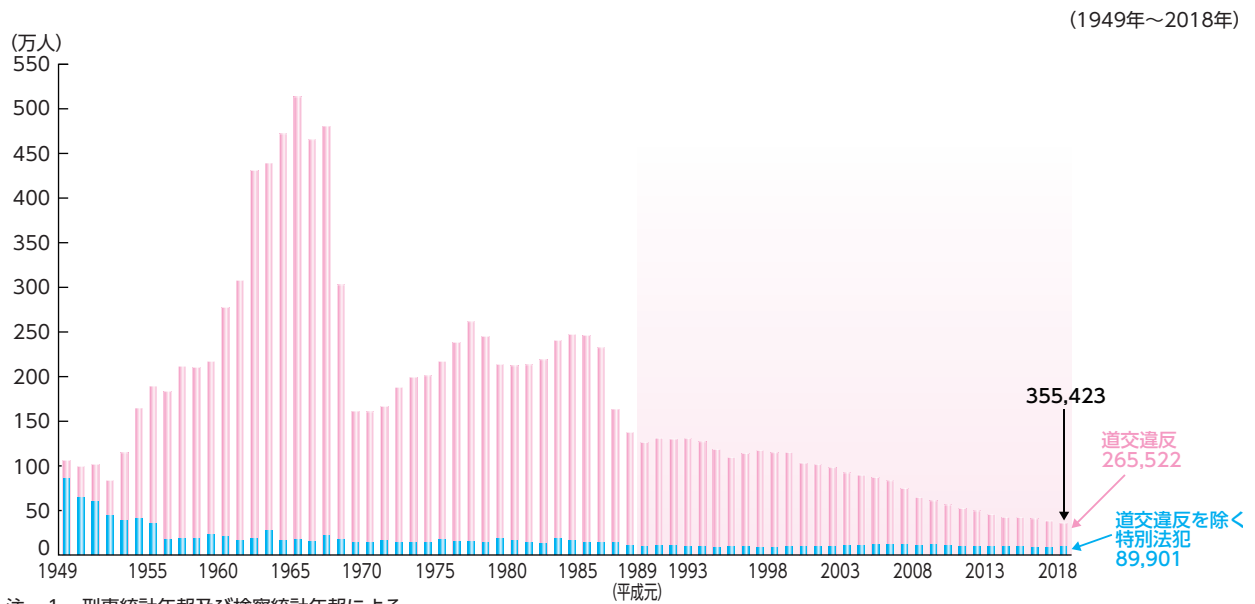
検挙率は、殺人(96.8%)や強盗(87.2%)などの重大犯罪は高く、窃盗(32.7%)や器物損壊

(11.7%)が比較的低い傾向にある。刑法犯検挙人員を年齢層別に見ると、20歳未満の者が占める割合については、近年低下が進み、2018(平成30)年は11.6%にとどまる一方、65歳以上の者が占める割合については、近年上昇が進み、同年は21.7%にのぼる。また、同年の刑法犯検挙人員を男女別に見ると、男性が79.1%、女性が20.9%であった。同年の外国人刑法犯検挙人員は10,065人であった。

2 特別法犯

(1) 特別法犯の検察庁新規受理人員の推移(1949(昭和24)年以降)は、図1-2-3のとおりである。

■ 図1-2-3 特別法犯 検察庁新規受理人員の推移



- 注 1 刑事統計年報及び検察統計年報による。
 2 「道交違反」は、次の法令の違反をいう。
 1949年 自動車取締令、道路取締令、道路交通取締法及び道路交通取締令
 1950年～1959年 自動車取締令、道路交通取締法及び道路交通取締令
 1960年～1962年 道路交通法及び道路交通取締令
 1963年～1968年 道路交通法、道路交通取締令及び保管場所法
 1969年～2018年 道路交通法及び保管場所法

(出典：令和元年版犯罪白書)

特別法犯の検察庁新規受理人員は、全体では、1968(昭和43)年に交通反則通告制度(23頁)が施行されたことにより大幅に減少した後、1974(昭和49)年以降は200万人台で推移していたが、1987(昭和62)年に同制度の適用範囲が拡大された結果、再び大幅に減少した。その後、増減を繰り返していたが、2000(平成12)年からは19年連続で減少しており、2006(平成18)年からは、1949(昭和24)年以降で最少を記録し続けている。他方、道交違反を除く特別法犯については、1970(昭和45)年は約14万人であり、その後、1979(昭和54)年の約19万人を最多に、おおむね十数万人で推移した。1989(平成元)年から2000(平成12)年まで増減を繰り返したのを経て、2001(平成13)年から増加し、2007(平成19)年の約12万人をピークとして、その後は減少傾向にあるが、2018(平成30)年は前年より920人増加した。

(2) 2018 (平成30) 年における特別法犯の主な統計データは、表1-2-4のとおりである。

■表1-2-4 2018年の主な統計データ(特別法犯)

	検察庁新規受理人員	(構成比)	(前年比)
① 道路交通法違反	264,612人	(74.4%)	(-22,737人, -7.9%)
② 覚せい剤取締法違反	15,843人	(4.5%)	(-214人, -1.3%)
③ 軽犯罪法違反	7,866人	(2.2%)	(+111人, +1.4%)
④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	7,128人	(2.0%)	(+344人, +5.1%)
⑤ 出入国管理及び難民認定法違反	5,913人	(1.7%)	(+903人, +18.0%)
⑥ 銃砲刀剣類所持等取締法違反	5,835人	(1.6%)	(+198人, +3.5%)
⑦ 大麻取締法違反	5,338人	(1.5%)	(+798人, +17.6%)
⑧ 児童買春, 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	3,576人	(1.0%)	(+502人, +16.3%)
⑨ 自動車損害賠償保障法違反	3,461人	(1.0%)	(-67人, -1.9%)
⑩ 犯罪による収益の移転防止に関する法律違反	2,456人	(0.7%)	(-17人, -0.7%)
その他	33,395人	(9.4%)	
総 数	355,423人	(100.0%)	(-22,080人, -5.8%)
	【1989年 総数】 1,261,040人	【1989年比】	-905,617人, -71.8%
	【2003年 総数】 917,694人	【2003年比】	-562,271人, -61.3%

注 検察統計年報による。

(出典：令和元年版犯罪白書)

2018 (平成30) 年の特別法犯検察庁新規受理人員のうち約4分の3は道路交通法違反が占め、覚せい剤取締法(令和元年の法改正により、題名が「覚醒剤取締法」に改められた。)違反、軽犯罪法違反、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、出入国管理及び難民認定法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反、大麻取締法違反がそれに続く。道路交通法違反は近年減少し続けている一方、近年増加している犯罪として、大麻取締法違反や児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反がある。

第3章 矯正

1 概要

矯正は、被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、それぞれの法的地位に応じた適切な処遇を実現することにより、刑事・少年司法手続の円滑な運営に寄与し、犯罪・非行を犯した者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせないという役割を担っている。

我が国には、矯正施設として、刑事施設、少年院、少年鑑別所等が設けられており、各施設において、被収容者の個別の事情に応じた適切な処遇が行われている。

2 刑事施設における処遇

刑事施設には、刑務所、少年刑務所及び拘置所がある。

拘置所には主として勾留中の被疑者、被告人が収容されている。そして、これら未決拘禁者が逃走したり、証拠を隠滅したりすることのないようにするとともに、正当な防御権に支障を来すことなく、公正な裁判を受けられるよう配慮している。

刑務所及び少年刑務所では、主に受刑者の刑の執行を通じて改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図るために、様々な処遇を行っている。

受刑者の処遇に当たっては、個々の人格特性や社会適應について科学的な調査を行い、処遇要領を策定し、これに基づき矯正処遇を実施する。矯正処遇の一つである作業は、受刑者の大部分を占める懲役受刑者にとっては刑の本質的内容でもあるところ、この作業は、できる限り受刑者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させることとされており、作業の一環として職業訓練を受けることがあるほか、生産作業、社会貢献作業及び自営作業の中から、受刑者の希望も参酌し、適性に応じて指定される。

受刑者に対する教育活動としては、矯正処遇である改善指導及び教科指導のほか、刑執行開始時及び釈放前の指導、篤志面接委員等による助言・指導、レクリエーション等の活動を中心として行っている。

また、刑事施設では、被収容者に適正な生活条件を保障する必要がある。例えば、食事の給与、衣類、寝具、日用品等の給貸与、運動、入浴の実施等である。衛生及び健康管理面についても十分に配慮している。被収容者が疾病にかかったときは施設の医師が治療に当たり、特に専門的治療を要する者は医療刑務所に収容している。また、被収容者の処遇に当たっては、手紙の発受、面会の実施、図書の見覧等についても十分に配慮している。



東京拘置所



府中刑務所



単独室



共同室



入浴場



面会待合室



東日本成人矯正医療センター

3 少年院における処遇

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う施設である。

少年院は、第1種、第2種及び第3種の3つの種類に分けて設置されており、少年がどの種類の少年院に収容されるかは、少年の年齢や心身の状況に応じて、家庭裁判所において決定される。なお、第3種を除き、男女は別の施設を設けている。そのほか、刑の執行を受ける者を収容する第4種の少年院もある。

各少年院には、矯正教育の重点的な内容と標準的な教育期間を定めた矯正教育課程が指定され、各少年院に指定された矯正教育課程ごとに少年院矯正教育課程を編成することにより、処遇の個別化を図るとともに、各施設における事情を考慮し、それぞれ特色ある処遇の推進に努めている。

その上で、入院してくる少年一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所、少年鑑別所の情報及び意見等を参考にして個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かい教育をしている。



加古川学園・播磨学園



問題行動指導の様子

4 少年鑑別所における処遇

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設である。

鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことである。

このほか、少年鑑別所では、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいる。



大阪少年鑑別所



少年鑑別所における心理テストの様子(イメージ図)

第4章

更生保護

1 概要

更生保護とは、犯罪をした者や非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とするものである。

我が国では、保護司、更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちのほか、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって更生保護は推進されている。

更生保護の内容には、主なものとして、保護観察、応急の救護等及び更生緊急保護、仮釈放・少年院からの仮退院等、生活環境の調整、恩赦、犯罪予防活動がある。

2 保護観察

(1) 保護観察の目的・種類

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うものである。

我が国の刑事司法手続については、第1章において前述したとおりであるが、保護観察の対象となる保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計5種の者がその対象となる。これら5種の者の保護観察期間は、図1-4-1のとおりである。

■図1-4-1 保護観察対象者及び保護観察の期間

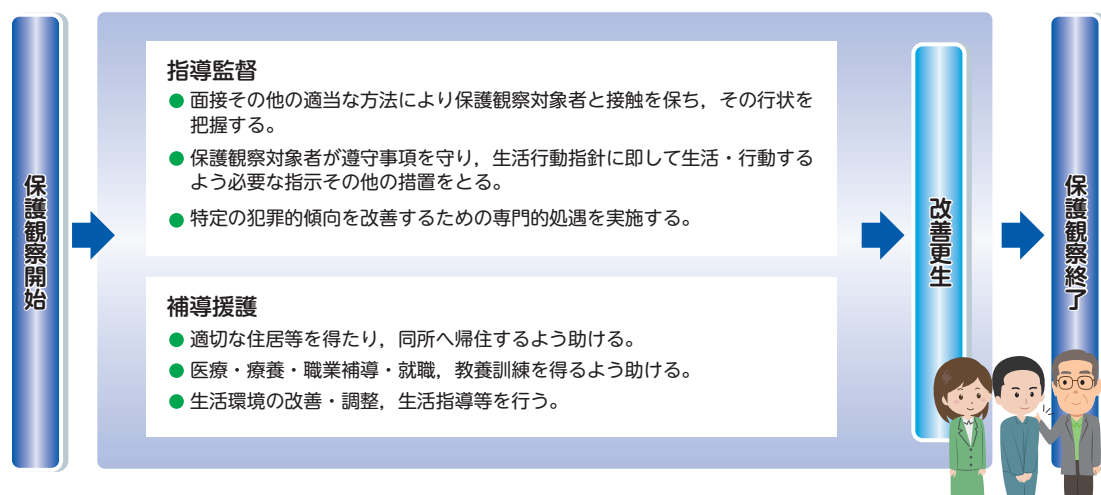
	保護観察対象者	保護観察の期間
保護観察処分少年	(家庭裁判所で保護観察に付された少年)	20歳まで又は2年間
少年院仮退院者	(少年院からの仮退院を許された少年)	原則として20歳に達するまで
仮釈放者	(刑事施設からの仮釈放を許された人)	残刑期間
保護観察付執行猶予者	(裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人)	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者	(婦人補導院からの仮退院を許された人)	補導処分の残期間

保護観察処分少年の保護観察には処遇方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察がある。

(2) 保護観察の流れ・方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行う。

■図1-4-2 保護観察の流れ・方法



3 応急の救護等及び更生緊急保護

保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、図1-4-3のような措置を受けることができる。

■図1-4-3 応急の救護等及び更生緊急保護

種別	対象	期間	措置の内容
応急救護	保護観察中の人で、改善更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の給与 ・医療及び療養の援助 ・帰住の援助 ・金品の給貸与 ・宿泊する居室及び必要な設備の提供 ・就職の援助や健全な社会生活を営む(適応する)ために必要な指導助言の実施
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	

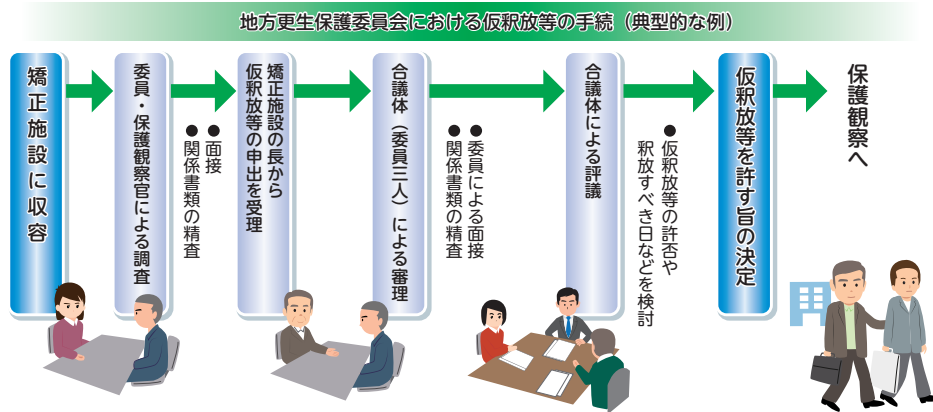
※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

4 仮釈放・少年院からの仮退院等

矯正施設に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度として、刑事施設等からの仮釈放、少年院からの仮退院等がある。

なお、仮釈放等の期間中は保護観察に付される。

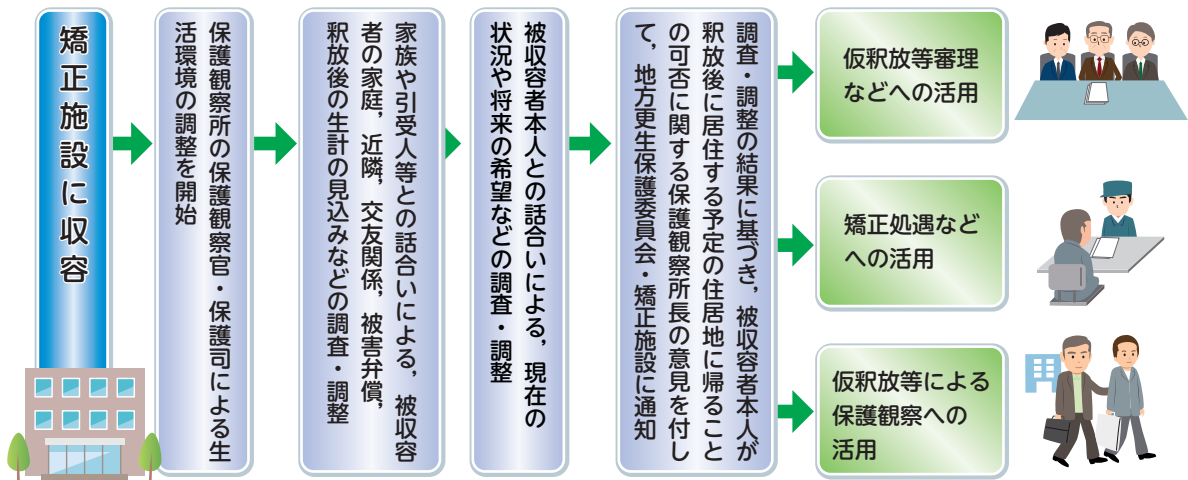
■図1-4-4 仮釈放・少年院からの仮退院等の流れ



5 生活環境の調整

生活環境の調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すものである。

■図1-4-5 生活環境調整の流れ



6 恩赦

恩赦は、行政権によって、国家刑罰権を消滅させ、裁判の内容を変更させ、又は裁判の効力を変更若しくは消滅させる行為であり、憲法第7条及び第73条に基づき、内閣が決定し、天皇が認証することとされている。恩赦法において、政令をもって行う恩赦（政令恩赦）と個別に行う恩赦（個別恩赦）の2種類が定められている。

7 犯罪予防活動

犯罪予防活動とは、犯罪や非行の予防のために、国民の理解促進や犯罪の原因となる社会環境の改善等に努める活動のことをいう。

更生保護における犯罪予防活動の特色は、犯罪の発生を未然に防ぐため、地域社会に対しての社会的連

帯感や社会的規範に対する共感を強めるように働き掛け、安全で安心な地域社会の構築を目指す点にある。また、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りについての地域社会の人々の理解や関心を深め、彼らを地域の一員として受け入れ、またその立ち直りを見守り援助することにより、彼らが再び犯罪や非行に陥らないような環境作りを目指している。

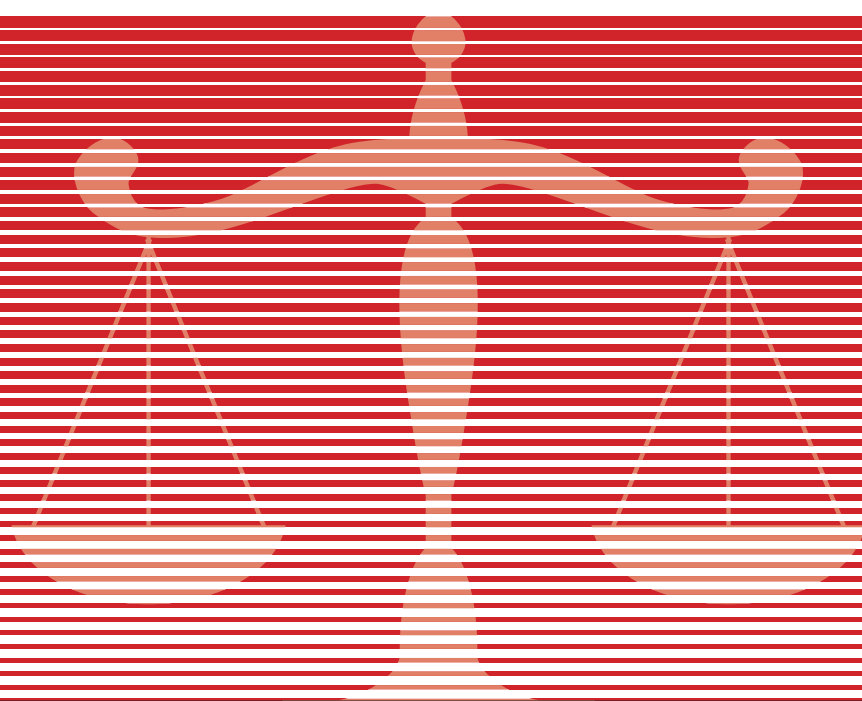
更生保護における犯罪予防活動は、それぞれの地域において、保護司を始めとする更生保護ボランティアを中心に、地方自治体や地域の関係機関等と連携して進められている。具体的には、講演会、シンポジウム、非行防止教室、非行相談、街頭補導活動などを通じ、地域住民に対し、犯罪や非行のない社会づくりを呼び掛けるとともに、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りに協力してもらえるよう働き掛けている。

8 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。このような保護司は、2020(令和2)年1月現在、全国に4万6,763人いる。

第2編

1870年代から1960年代まで ～刑事司法の近代化・今日の基礎の確立～



1 我が国では、1868(明治元)年に、武士の頭領である将軍を中心とし、諸藩の分権制を採っていた幕藩体制が終えんし、天皇を中心とする新政府が誕生した。新政府は、当時アジアを植民地化しようとしていた欧米列強に対抗できる強力な中央集権の国造りを掲げ、国家の近代化を図ろうとした。欧米列強に近づくため、交通、通信、工業等の様々な分野で西洋文明が導入され、殖産興業及び富国強兵が推し進められた。



旧刑法草案
〔1880(明治13)年に
旧刑法公布〕

このように我が国が国家の近代化を図る中で、不平等条約の改正のため、刑事司法も西洋を手本として近代化が図られた。刑事法の分野では、当初、基本的にフランス法をモデルにして法整備が行われた。その後、ドイツ法の影響を受け始め、1907(明治40)年に、現行の刑法が公布され、1922(大正11)年に、職権主義を基本とする刑事訴訟法が公布された。

矯正の分野では、1908(明治41)年に監獄法が制定されるなど行刑法制度の整備がなされるとともに、西洋式施設の建設及び監獄衛生の改善等の努力が行われ、行刑の近代化が図られた。また、更生保護の分野では、当初、民間有志の自発的活動に委ねられていた保護事業が、1939(昭和14)年に司法保護事業法の制定等により、司法保護制度として形成されるに至った。



旧司法省庁舎
〔1895(明治28)年に完成〕



奈良監獄
〔1908(明治41)年に竣工〕

2(1) 1945(昭和20)年に第二次世界大戦が終結した後、我が国では、非軍事化・民主化が急速に進められ、社会が大幅に変化した。1946(昭和21)年には、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本原則とした日本国憲法が公布され、その刑事司法に関する10か条の人権保障の規定を受けて、刑事司法制度も、大きく変化した。刑法は、日本国憲法の制定の趣旨に適合するように、1947(昭和22)年に、一部が改正され、皇室に対する罪、安寧秩序に対する罪、姦通罪等が削除されるなどした。また、1948(昭和23)年に、前記の1922年の刑事訴訟法が改正され、現行の刑事訴訟法が公布された。同法は、日本国憲法の精神にのっとり実体的真実の発見とともに被疑者及び被告人の人権保障を基本理念とし、アメリカ法の考え方を大幅に採り入れたものであり、当事者主義及び起訴状一本主義を採用した。

(2) 我が国は、戦後、食料等の物資の不足やインフレの進行により、国民生活が窮乏した。

このため、窃盗等の財産犯が増加し、1948(昭和23)年に、刑法犯の認知件数が、約160万件に達し、戦後最初のピークを記録した。しかしながら、経済が復興し、社会秩序が回復するに伴って、増加を続けていた窃盗等の財産犯は減少した。

戦後からこの1950年代までは、戦後の混乱が引き起こした社会情勢に対応する様々な特別法が制定された時代でもあった。例えば、戦後、大量の覚せい剤が市中に流出し、荒廃した社会に急激に広まったため、1951(昭和26)年に、覚せい剤の所持、使用等を禁止する覚せい剤取締法が制定されたり、戦後の混乱期に激増した街娼への対策として、1956(昭和31)年に、売春防止法が制定されたりするなどして、それぞれの事犯について取締りが強化された。これらの覚せい剤取締法等の戦後から1950年代までの間に制定された特別法は、数次にわたって改正されて、内容が強化された。

矯正の分野では、戦後、行刑の基本原則(人権尊重の原理、更生復帰の原理、自給自足の原理)を発出し、行刑のあるべき姿を示すとともに多くの処遇改善を実施したほか、1948(昭和23)年には「受

刑者分類調査要綱」を制定して、科学的分類の基礎を築いた。更生保護の分野では、1949（昭和24）年に更生保護の基本法というべき犯罪者予防更生法が、翌1950（昭和25）年に更生緊急保護法や保護司法が、1954（昭和29）年に執行猶予者保護観察法がそれぞれ制定され、今日の更生保護制度の基礎が形成された。

このように、我が国は、戦後、1950年代までに、今日の刑事司法の基礎を確立した。

- 3 我が国の経済は、1955（昭和30）年から高度成長期に入り、1960年代に入っても、高度成長を続けた。そして、我が国は、1964（昭和39）年に、東京で、アジア初のオリンピックを成功させたり、世界初の高速鉄道である東海道新幹線を開通させたりするなど、戦後復興を国内外に印象付けた。1967（昭和42）年には、我が国の総人口がついに1億人を突破した（注）。

このように経済が復興する一方で、戦後新しい社会体制を確立していく中で、国民の中で社会的な思想対立が生まれ、政治的な主義主張が多様化・先鋭化していき、1960年代に、急進的な者たちによって公安労働事件が引き起こされたり、全国の多数の大学を揺るがした学園紛争が発生したりした。また、経済復興に伴う自動車の急速な普及を背景に、交通事情が大幅に変化するとともに、業務上過失致死傷罪等を含む交通事犯が増加傾向を示した。このため、新しい時代に即応した道路交通の基本法として、1960（昭和35）年に、道路交通法が制定され、過失犯処罰規定及び両罰規定が整備された。続いて、1968（昭和43）年には、当時大量に発生していた同法違反事件について、事案の軽重に応じた合理的な処理方法の採用とその処理の迅速化を図ることを目的として、交通反則通告制度が導入された。さらに、この時期は、戦後のベビー・ブームの時代に出生した者たちが少年へと成育し、10代後半の少年人口が増加した結果、少年による窃盗や粗暴犯等も増加した。

このように、1960年代は、公安労働事件や交通事件等の戦後復興に伴って生じた種々の問題への対処が求められた。

矯正の分野では、この年代に、処遇の個別化の考え方に立脚して開発・発展してきた開放的処遇が相次いで実施されるなど、受刑者処遇の基礎が形成された。

（注）出典：「人口推計」（総務省統計局）

（<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/index.html>）



東京オリンピック
〔1964（昭和39）年に開催〕
(c)Topfoto/amanaimages



東海道新幹線
〔1964（昭和39）年に開通〕
(c)共同通信社/アマナイメーجز



東大安田講堂事件
〔1969（昭和44）年に発生〕
(c)共同通信社/アマナイメーجز

第3編

1970年から2020年までの 50年間の振り返り

- 第1章 1970年代(昭和45年から昭和54年まで) ……26
- 第2章 1980年代(昭和55年から平成元年まで) ……27
- 第3章 1990年代(平成2年から平成11年まで) ……28
- 第4章 2000年代(平成12年から平成21年まで) ……29
- 第5章 2010年代(平成22年から令和元年まで) ……32



第1章

1970年代(昭和45年から昭和54年まで)

～公安労働事件等に対して種々の難しい対応を要したものの、刑事司法の運用が安定～

1 1970年代、我が国の経済は、1974(昭和49)年に戦後初のマイナス成長を記録し、1950年代から続いた高度成長路線から離れたものの、翌年から、再びプラス成長に転じ、安定的に成長を続けた。国際的には、アメリカとソ連との緊張緩和が進行するなどして戦後始まった冷戦構造に大きな変化が生じた時代であった。このような中で、我が国において、1970(昭和45)年に、アジアで初めて、大阪で万国博覧会が、京都で国際連合最大規模の犯罪防止・刑事司法の会議である कांग्रेसが、それぞれ開催され、1964(昭和39)年に開催された東京オリンピックに加えて、我が国の先進国入りを国内外にアピールすることとなった。



大阪万国博覧会

(1970(昭和45)年に開催)
(c)ピクスタ

この年代、我が国は、このように、経済及び社会が安定し、犯罪の認知件数も減少して治安情勢が比較的安定した。

2 もっとも、当時は、戦後、著しい経済発展をもたらした経済優先の政策が引き起こした種々の問題への対処が課題となっていた。例えば、1960年代に発生した大気汚染、水質汚濁といった公害が、1970年代に大きな社会問題化したことから、公害を規制するための刑事立法が行われ、また、自動車の急速な普及により社会問題化した交通事犯の取締りが強化されるなどした。



あさま山荘事件

(1972(昭和47)年に発生)
(c)共同通信社/アマナイメーجز



三菱重工業ビル爆破事件

(1974(昭和49)年に発生)
(c)共同通信社/アマナイメーجز

また、1960年代に、急進的な者たちによって引き起こされた公安労働事件が、1970年代に至ると、一層先鋭化・過激化し、いわゆる過激派による暴動事件やハイジャック事件など凶悪重大な事件が少なからず発生した。過激派の鎮圧には少なくない数の警察官の殉職者を伴い、ハイジャック事件においては、超法規的措置により、被告人等を釈放するなど多大な犠牲を払った。我が国では、これら暴動事件等に対処するために、火炎びんの使用等を規制する立法措置等が講じられた。



**よど号ハイジャック事件で
解放された人質**

(1970(昭和45)年に発生)
(c)共同通信社/アマナイメーجز

3 このように、1970年代は、公安労働事件等に対して種々の難しい対応を要したものの、基本的には治安情勢は安定しており、戦後再出発してから約四半世紀を経た我が国の刑事司法は、その運用が安定したといえる。

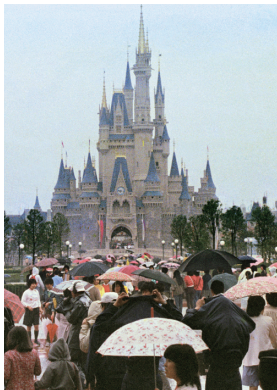
第2章

1980年代 (昭和55年から平成元年まで)

～世界で最も安全な国の一つと言われる社会を実現した 刑事司法～

1 1980年代には、我が国は、自動車生産台数が世界一になるなど、経済発展を遂げて世界有数の経済大国に成長し、豊かな社会が形成された。また、都市への人口の集中、コンピュータ等電子機器による情報処理システムの発展、クレジット・システム等に支えられた消費生活の拡大など、社会生活の在り方やその環境が急激に変化した。国際的には、1989 (平成元) 年に米ソが冷戦終結を宣言するに至った。

1980年代において、刑法犯の認知件数は増加傾向にあり、1980 (昭和55) 年には約136万件であったものが1989 (平成元) 年には約167万件に達したが、その原因の一つは、万引きや自転車盗、占有離脱物横領等の少年 (20歳に満たない者をいう。以下同じ。) 非行等の増加があったと考



東京ディズニーランド開園
(1983 (昭和58) 年に開園)
(c) 共同通信社/アマナイメーجز

えられる。こうした動向の背景としては、豊かな社会における価値観の多様化、家庭や学校などの保護的・教育的機能の低下、犯罪の機会の増大などの社会的諸条件の変化が挙げられる。

1980年代は、少年非行の増加した時期であるが、全体的に観察すれば、治安情勢は比較的安定している時期であって、我が国は、「世界で最も安全な国の一つ」であると評される、治安の良好な国となるに至った。このような良好な治安情勢を維持できた理由として、1989 (平成元) 年版犯罪白書では、遵法精神に富む国民性、経済的な発展、低失業率、教育の高水準、地域社会の非公式な統制の存在、島国である地理的条件、刑事司法の運営に対する民間の協力、銃砲刀剣や薬物の厳重な取締り、高い検挙率で示される効果的な警察活動及び刑事司法機関の適正かつ効果的な機能等が挙げられている。



ベルリンの壁崩壊
(1989 (平成元) 年に発生)
(c) Luigi Caputo/Anzenberger/amanaimages

2 1980年代は、1960年代から始まった刑法の全面改正作業や、1970年代から始まった少年法や行刑の基本法である監獄法の改正作業が引き続き行われた時期でもあった。いずれの改正作業も、戦後の社会情勢の変化等を踏まえた大規模なものであったが、意見の対立が激しく、遂に結実するには至らなかった。その結果、1980年代半ばまでに行われた刑事司法分野の立法は、1970年代から続いた個別具体的な課題への対処にとどまるものとなり、具体的には、ロッキード事件等の贈収賄事件の再発防止のために必要な罰則の整備、犯罪により被害を受けた者を救済するための制度の設立及びハイジャック事犯や国際的テロ等の国際犯罪に対する国際協力の促進に必要な措置にとどまった。

このように、1980年代、我が国の刑事司法は、世界で最も安全な国の一つと言われるような社会を実現したが、法制面では全面的・抜本的な見直しは結実せず、基本的には、固定化したと言ってよい状況であった。

3 なお、1987 (昭和62) 年には、刑法に規定されている伝統的な犯罪類型では対処が困難であったコンピュータを利用した犯罪を処罰する規定や、国際条約締結のために条約による国外犯規定を新設するための刑法の一部改正が行われ、これ以降、刑事司法分野での立法が徐々に活発化していった。



平成に改元
(1989 (平成元) 年に改元)
(c) 朝日新聞社/アマナイメーجز

第3章

1990年代 (平成2年から平成11年まで)

～国際的動向や社会情勢の変化に対応して刑事立法が活発化～

1 1990年代に入ると、80年代後半から急騰していた株価、地価などの資産価格が急落し、いわゆる「バブル」が崩壊した。これによって、金融機関は多額の不良債権を抱え、日本経済は、「失われた10年」とも呼ばれる長きにわたる景気の低迷を経験した。

刑事司法分野では、麻薬及び向精神薬の不正取引条約が1988(昭和63)年に採択されたことに加えて、主要国首脳会議や国際連合等の



ユーロ

(1999(平成11)年に導入)
(c)Science Photo Library/amanaimages

国際会議において組織的犯罪対策が課題の一つとして取り上げられるようになったことから、我が国としても、これらの国際的動向を踏まえた対処が求められることとなった。時折しも、1989(平成元)年の東西冷戦終結やグローバル化の進展により、人、金、物が国境を越えて容易に移動するようになった時代でもあり、そのような状況を背景に、我が国自体においても、暴力団組織等による薬物・銃器取引事犯や外国人犯罪組織による集団密航事犯などが少なからず発生したり、国内のみならず世界をも震撼させた地下鉄サリン事件等の凶悪重大事犯が起きたりするなどして、これらの新たな展開をみせる組織的犯罪に対する有効な対処が強く求められるようになってきていた。加えて、いわゆる児童買春が国内外で問題となったり、インターネットを中心とする情報通信技術の進歩によりいわゆるハイテク犯罪が増加したりして、これらの犯罪への対処も求められた時期でもあった。

そこで、新規の立法により、薬物犯罪について、マネー・ローンダリング行為の犯罪化、不法収益の没収・追徴の拡充、没収・追徴に関する保全手続に係る規定を、また、組織的犯罪について、捜査手段としての通信傍受や証人の保護などに係る手続規定を、さらには、児童買春や児童ポルノの提供等の処罰や不正アクセスの規制に係る規定を、それぞれ整備するなどの措置を講じた。

このように、我が国は、1990年代、時代の変化に応じた犯罪の防止や的確な処罰に資する立法措置を様々に講じた。また、更生保護事業の適正な運営の確保及び健全な育成発達を図るため、更生保護事業法を制定したり、法務大臣の委嘱を受けて更生保護に従事する民間ボランティアである保護司の制度を充実強化したりした。さらに、現代に即した刑法典にするための表記の平易化等を行った。

2 以上のとおり、1990年代は、刑事実体法の分野のみならず、捜査手段の拡充や公判における証人の保護に関する手続の追加がなされて、刑事手続法の分野においても進展が見られたほか、更生保護の分野においても法改正が行われるなど多様な措置が講じられ、刑事立法が活発に行われた時期であった。



バブルの崩壊

(1991(平成3)年に発生)
(c)朝日新聞社/アマナイメーجز



地下鉄サリン事件

(1995(平成7)年に発生)
(c)朝日新聞社/アマナイメーجز



Windows95

(1995(平成7)年に発売)
(c)朝日新聞社/アマナイメーجز

第4章

2000年代(平成12年から平成21年まで) ～犯罪情勢の悪化への対処や制度改革等を経て、 刑事司法が飛躍的に進化～

1 2000年代では、これまでの経済の重石となってきた構造的な問題、すなわち、過剰債務、過剰設備、過剰雇用といった「三つの過剰」問題が解消し、民間需要を中心とした自律的回復が長期間持続した。その一方で、雇用形態の多様化の動きに伴い、経済的格差についての関心が高まるとともに、大衆社会の形成により、大都市に生じた匿名社会化や、相互関心・モラルの低下の傾向が地方都市にも拡大し、家庭や学校における教育機能が低下するなど、我が国の伝統的な犯罪抑止要因が機能不全を起し始めた。

このような社会的背景の下で、1996(平成8)年から続いていた刑法犯の認知件数の急激な増加は、2000年代当初もその勢いが止まることなく、2002(平成14)年には280万件を超えて、統計を取り始めて以来、最悪の数値を記録した。この急増の原因は、車上ねらい、万引き、空き巣等の窃盗犯の増加であった。政府では、このような状況を受けて、2003(平成15)年に、「世界一安全な国、日本」の復活を目指して、全閣僚を構成員とする「犯罪対策閣僚会議」を初めて開催し、主に犯罪の抑止を喫緊の課題として、関係省庁が連携し、政府全体として様々な取組を進めることとした。同会議は、「治安回復の3つの視点」として、①国民が自らの安全を確保するための活動の支援、②犯罪の生じにくい社会環境の整備、③水際対策を始めとした各種犯罪対策を示した。関係機関は、連携して、犯罪対策や水際対策の強化、刑法を始めとする各種治安関係法令の改正等を行った。我が国では、このように犯罪対策を政府全体の政策課題として取り上げたのは戦後初めてのことであり、画期的な意義があった。また、当時、社会の少子高齢化や核家族化を背景に、孫など親族を装うなどして高齢者に電話をかけて現金を騙し取る、いわゆる「オレオレ詐欺」等の特殊詐欺が社会問題化した。その対策として、警察及び検察が適切な捜査・訴追を行うのみならず、警察と民間団体が協力して被害防止に当たるなど、官民が連携して犯罪防止を行うようになった。



犯罪対策閣僚会議の開催

(写真提供：首相官邸ホームページ
(<https://www.kantei.go.jp/jp/koizumiphoto/2006/06/20hanzai.html>))

2003(平成15)年になると、これまで増加していた刑法犯の認知件数が減少に転じ、以後16年連続で減少し続けている。これは刑法犯の7割以上を占める窃盗の認知件数が大幅に減少したことに伴うものである。窃盗の認知件数が減少した理由としては様々な要因が考えられるが、窃盗を含めた犯罪の防止に向けた各種施策や民間の取組も一定の抑止要因となっていると考えられる。

2 2000年代は、刑事司法分野において、これまでにない様々な制度改革が実施された時期でもあった。

ア この時期、我が国は、新世紀を迎えるに当たって、従来の、主として行政による事前規制や指導を通じて個人や企業の活動をあらかじめ調整して紛争や被害の発生等を回避する、いわゆる「事前規制調整型社会」から、国民一人一人が自らの発意と責任により自由に活動することにより社会の活性化を実現させることを基本とし、その結果生じる紛争や利害対立については、法による明確なルールと適正な司法手続により妥当な解決・救済を確保する、いわゆる「事後監視救済型社会」への転換が図られたが、これに伴って司法の役割が一層重要なものとなると考えられたことから、①国民の期待に応える司法制度(民事手続、刑事手続)の構築、②司法制度を支える法曹の在り方の改革、③国民の司法参加などによる司法の国民的基盤の確立を基本理念として、司法制度改革が構想され、実施された。

刑事司法分野に関しては、①の基本理念に沿い、刑事司法制度自体を改革して、国民の期待に応え

る制度の構築の一環として、2000年代後半に、公判前に、両当事者の適切な証拠開示を基に、争点や証拠を整理して公判での審理計画を立てる公判前整理手続を創設するとともに、従来の公判段階に加えて、一定以上の重大事件の捜査段階で身柄拘束された被疑者に対する国選弁護人制度を導入し、捜査と公判を通じて一貫した弁護制度を整備することなどにより、公判の充実・迅速化が図られた。また、公訴権の行使に国民の声をより良く反映させるため、検察官が不起訴にした事件について、一般の国民によって構成される検察審査会の一定の議決に基づき公訴が提起される制度の導入を始めとする検察審査会の機能を強化する法改正も行われた。これらの立法は、2009(平成21)年までに実施に移されている。さらに、上記の国選弁護制度を全国で均一に実施するための体制を確保するとともに、民事司法分野も含めた司法への国民からのアクセスを拡充することを目的として、2006(平成18)年に、日本司法支援センター(通称、法テラス)が設立され、民事・刑事を問わず、全国において国民が司法のサービスがより身近に得られるようにするための総合法律支援に関する事業が開始された。これに加えて、③の国民の司法参加などによる司法の国民的基盤の確立のために、一般の国民から選任された「裁判員」(原則6名)が職業裁判官(原則として3名)とともに裁判体を構成し、協働して死刑に当たる罪その他の重大な刑事事件の審理に当たり、罪責の認定と刑の量定を行う「裁判員制度」が導入された。この裁判員裁判は、2009(平成21)年から実施され、2019(令和元)年5月までの10年間で、年間1,000~1,500人、累計1万2,000人超の被告人が裁判員裁判を受け、裁判員又は補充裁判員として刑事裁判に参加した国民の数は9万人を超える。この裁判員制度の導入は、上記の刑事司法制度自体の改革とも密接に連動し、直接・間接に我が国の刑事裁判の在り方を大きく変容させるとともに、刑事司法に携わる法曹等の姿勢や、さらには一般の人々の刑事司法に対する見方をも変えつつある。



裁判員裁判

(2009(平成21)年から実施)

提供：最高裁判所

また、②司法制度を支える法曹の在り方の改革としては、2004(平成16)年に、法曹に必要な専門的学識・能力を養うことを目的とする法科大学院制度が創設され、司法試験や司法修習もそこでの教育内容を踏まえたものとする事により、一貫したプロセスとして質・量ともに豊かな法曹を養成する新たな制度が導入され、2019(令和元)年末までに、刑事司法に従事する人材を含め2万人を超える法曹有資格者を産み出してきている。

イ 2000年代には、これ以外にも、刑事手続、矯正及び更生保護等の様々な分野に関し、社会的に注目を集める重大な事件や問題が少なからず発生し、これらが契機になって、各分野において、重要な改革が行われ、また、新たな制度が導入された。例えば、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して継続的かつ適切な医療を行うこと等により、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、もって、その社会復帰を促進することを目的として、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について適切な処遇を決定するための審判手続等が整備された。また、少年の刑事事件については、その健全育成を図る目的で、成人とは異なり、家庭裁判所における少年審判手続で取り扱うこととされているところ、この手続における事実認定の適正化を目的として、裁定合議制度や審理に検察官及び弁護士付添人が関与する制度が導入されるなどした。さらに、矯正の分野においては、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的として刑事収容施設法が、更生保護の分野においては、更生保護の機能を充実強化するために制度を抜本的に見直し、新たに更生保護制度の基本法となる更生保護法が制定されるなどした。また、再犯者による重大事件が発生したほか、再犯者の実態が明らかにされることにより、各種の再犯防止施策が本格的に検討されるようになった。

さらに、それまで刑事司法において犯罪被害者への配慮が極めて不十分であったことが広く認識されるようになり、2004(平成16)年に、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、

犯罪被害者等基本法が制定された。そして、2005（平成17）年には、同法に基づき、犯罪被害者等基本計画が策定され、5つの重点課題（損害回復・経済的支援等への取組、精神的・身体的被害の回復・防止への取組、刑事手続への関与拡充への取組、支援等のための体制整備への取組及び国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組）の下、各種の具体的な施策が実施された。

- 3 2000年代は、国際的には、アメリカで同時多発テロが発生するなど、世界各地でテロとの闘いが重要課題となった。また、1990年代から進んだグローバル化の波が犯罪現象の国際化を誘発し、これに伴い、一定の犯罪類型について国際的に統一した対応を行う動きが加速し、我が国もこの動きに応じて適切な対策を講じる必要があった。

このような状況の下で、我が国の刑事司法分野でも、テロや人身取引を防止するための国際約束の締結に必要な立法措置や、捜査共助、国際受刑者移送、国際刑事裁判等の多方面にわたって国際化への対応が行われた。

- 4 以上のとおり、2000年代は、刑事事件の捜査・公判の手続や運用、矯正や更生保護の分野について大規模な変革が加えられ、これにより、犯罪防止及び刑事司法の分野において、国民参加、多機関連携や官民連携が進み、国際協力が深まるなど、飛躍的な進化が見られることとなった。



米同時多発テロ

〔2001年〕

(c)Polaris/amanaimages

第5章

2010年代 (平成22年から令和元年まで)

～世界一安全・安心な社会の実現のために、
社会の変化に合わせて発展し続ける刑事司法～

1 2010年代、我が国は、2008（平成20）年に起きたいわゆるリーマンショックの影響を受けたものの、景気後退局面は比較的短く、景気回復に向けて再び歩み出した。

このような社会情勢の下、刑法犯の認知件数は減少し続けたが、他方、検挙者に占める初犯者の減少もあり、再犯者の割合は年々増加し、

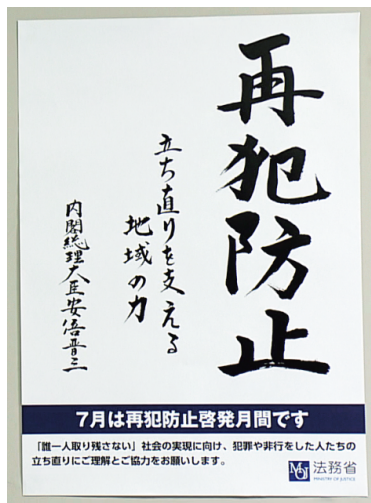
2018（平成30）年には48.8パーセントと非常に高い割合を占めるに至った。このような傾向を受けて、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止施策を推進する必要性と重要性が認識され、再犯防止に向けた様々な取組が行われるようになった。

また、2010年代は、SNSや動画共有サイト、インターネットを使用した動画サービス等の急速な普及により、社会の情報化及びデジタル化が飛躍的に進み、サイバー犯罪が深刻化したり、児童ポルノ犯罪の増加や私的な性的写真の拡散被害が増えるなど、インターネットを悪用した悪質な行為が社会問題化した時期でもあった。このような犯罪情勢を受けて、刑事司法分野では、運用及び立法の両面において、これらの犯罪や行為に対処するための多様な措置が講じられた。

さらに、社会の少子高齢化がますます進んだこと等を背景に、前述のいわゆる「オレオレ詐欺」等を含む特殊詐欺が一層増加し、その被害が深刻化したため、これに対して、様々な抑止策が採られた。

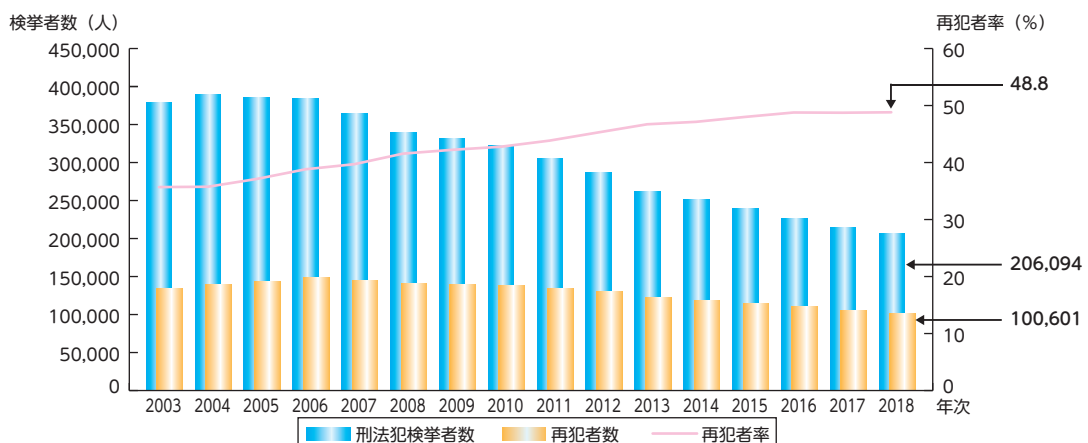


東日本大震災
(2011 (平成23)年に発生)
(写真提供：警察庁)



再犯防止ポスター
(2019 (平成31)年)

図3-5-1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

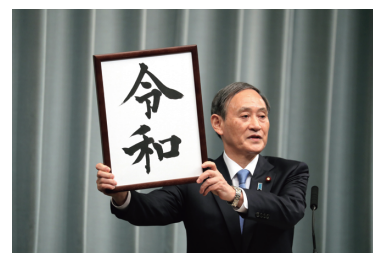


注 1 警察庁・犯罪統計による。
2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

2 2010年代は、2000年代に引き続き、刑事司法の様々な分野で改革も行われた。まず、少年に関して、在院(所)者の人権を尊重しつつ、その特性等に応じた適切な処遇を行うための諸改革が行われ、2014(平成26)年に、基本法である少年院法及び少年鑑別所法が制定された。また、2000年代の司法制度改革の後を受け、刑事事件の捜査・公判が被疑者や参考人の取調べとその結果である供述調書に過度に依存している状況にあるとの指摘がなされていたことも踏まえ、刑事手続を時代に即したより適切かつ実効的なものとするにより、国民からの信頼を確保するため、2016(平成28)年に、証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の一層の充実を図ることを目的として、刑事訴訟法が改正され、一定事件における身体拘束中の被疑者に対する取調べの録音・録画の義務化、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の導入、通信傍受の合理化・効率化、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大、証拠開示制度の拡充及び証人等の氏名等の情報を保護する制度の導入等が行われた。さらに、2017(平成29)年には、いわゆる「テロ等準備罪」を新設することなどを内容とする法改正が行われ、これを受け、我が国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を締結した。

3 国際的には、イラク・レバントのイスラム国(ISIL)、アルカイダ、タリバーンなどのイスラム過激派武装組織により、世界各地で繰り返されるテロへの対処が重要な課題となった。このような中でテロ等の国際社会の共通課題に対し各国が協力して対処する重要性が改めて認識され、我が国においても、国際協力を充実させるための取組が実施された。

4 このように、2010年代、我が国の刑事司法は、世界一安全・安心な社会の実現のために、社会の変化に合わせて発展し続けた。



令和に改元

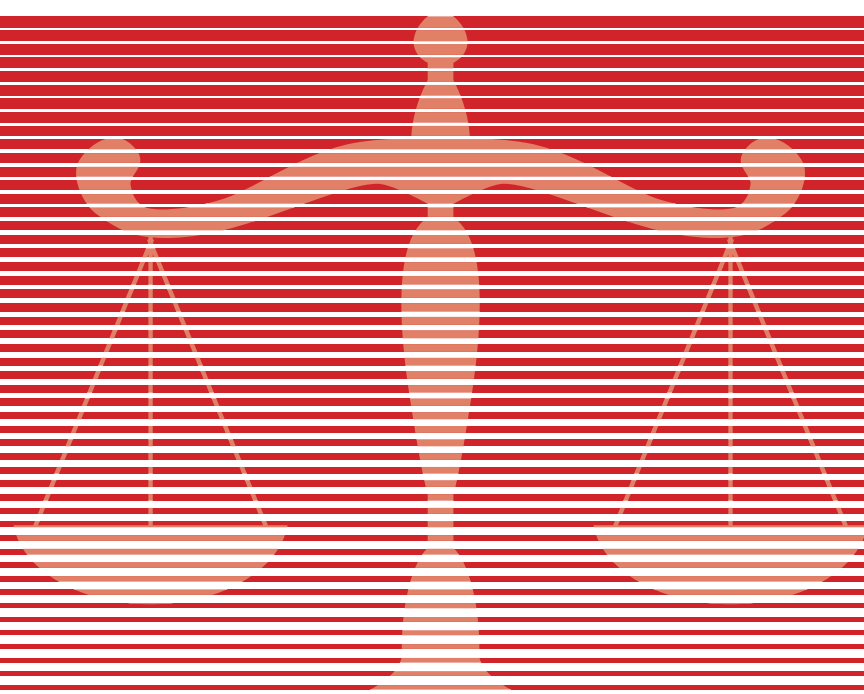
(2019(令和元)年に改元)
(c) 朝日新聞社/アマナイメーヅ

第4編

50年間に変化を重ねて 進展した刑事司法の諸分野

第1章 犯罪被害者等施策の進展……………36

第2章 刑事司法分野における国際社会への貢献……38



第1章

犯罪被害者等施策の進展

1 1960年代まで

1948(昭和23)年に公布された現行刑事訴訟法の下、犯罪被害者及びその遺族又は家族(以下「犯罪被害者等」という。)は、刑事訴訟の当事者ではないため、積極的に刑事手続に関与する機会はなく、法制度に基づいて経済的支援を受けることもなかった。

2 1970年代以降

1974(昭和49)年に発生した過激者集団による無差別爆破事件を契機に、犯罪被害者等が実質的にほとんど救済されていなかったという実情が明らかとなり、犯罪被害者等に対する国による対応を求める世論が高まった。1980(昭和55)年、犯罪被害者等給付金支給法が制定され、一定の犯罪被害者の遺族又は犯罪被害者に対し、国家による給付金の支給を行う制度が導入された。1995(平成7)年3月に発生した地下鉄サリン事件等の重大事件を通じ、犯罪被害者等が犯罪による直接的な被害のみならず、精神面、生活面、経済面等において様々な被害を受けていることについての国民の認識が深まるとともに、その後の刑事司法過程において、いわゆる二次的被害を受けて精神的被害が更に深くなる場合があることなどが問題として認識された。1996(平成8)年2月、警察庁により「被害者対策要綱」が策定されたほか、1999(平成11)年4月、検察庁でも、全国的に統一された被害者等通知制度が導入された。

3 2000年代以降

(1) 犯罪被害者保護二法の成立

2000(平成12)年5月、いわゆる犯罪被害者保護二法が成立し、犯罪被害者等が公判期日において被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を陳述する制度、犯罪被害者等が証人として尋問される際の負担を軽減するための諸制度(証人への付添い、証人の遮へい措置、いわゆるビデオリンク方式による証人尋問の導入)、被害者等による公判記録の閲覧・謄写制度、刑事和解制度等が導入された。

(2) 犯罪被害者等基本法の成立

依然として犯罪等が後を絶たず、多くの犯罪被害者等が困難に直面する中、犯罪被害者等からは、刑事司法過程における犯罪被害者等の取扱いに対する不満や、更なる施策の進展を求める声が絶えなかった。このような声を受け、2004(平成16)年12月、犯罪被害者等基本法が成立した。

犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を①すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する、②犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする、③犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする、と定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項(基本的施策)を定め、基本的施策として、「相談及び情報の提供等」、「損害賠償の請求についての援助等」、「刑事に関する手続への参加の機会を拡充

するための制度の整備等」を含む13の事項が掲げられた。

(3) 犯罪被害者等基本計画

犯罪被害者等基本法により、政府は、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（犯罪被害者等基本計画）を策定することとされ、2005（平成17）年、犯罪被害者等基本計画が策定された。現在、2016（平成28）年に策定された第3次犯罪被害者等基本計画の下、各種施策が進められている。

犯罪被害者等基本計画が策定された後、刑事司法分野においては、損害回復・経済的支援等への取組として、犯罪被害給付制度の拡充、被害回復給付金支給制度の導入、損害賠償命令制度の導入等の施策が、精神的・身体的被害の回復・防止への取組として、被害者特定事項秘匿決定制度の導入、被害児童からの事情聴取における配慮に関する取組等の施策が、刑事手続への関与拡充への取組として、被害者参加制度の導入、犯罪被害者等による少年審判の傍聴制度の導入、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写制度の拡充、仮釈放・仮退院段階における意見等聴取制度及び心情伝達制度の導入等の施策が、支援等のための体制整備への取組として、日本司法支援センターの被害者等支援業務の拡充等の施策がそれぞれ進められている。



犯罪被害者白書

4 まとめ

この50年間は我が国において犯罪被害者等施策が大きく進展した時代であったと言えるが、犯罪被害者等が受ける肉体的・精神的・経済的な苦痛の大きさに思いを巡らせば、その苦痛を少しでも軽減・緩和させるため、今後も、犯罪被害者等施策の在り方を不断に検討していく必要がある。

第2章

刑事司法分野における 国際社会への貢献

1 国連アジア極東犯罪防止研修所による貢献

(1) 概要及び沿革

国連アジア極東犯罪防止研修所(UNA FE I : United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders)は、日本国政府と国連の協定に基づき、1962(昭和37)年に設置され、1970(昭和45)年以降、日本の法務省が実質的に単独で運営している。UNA FE Iは、国連薬物犯罪事務所(UNODC : United Nations Office on Drugs and Crime)を中核とする国連犯罪防止・刑事司法プログラムネットワーク機関(PNI : Programme Network Institutes)の最古の機関であり、犯罪防止・刑事司法分野の研修、研究及び調査を実施し、国連の政策の策定・実施や世界の刑事司法の発展に寄与してきた。UNA FE Iは、東京都府中市にて産声を上げたが、2017(平成29)年、東京都昭島市に新設された国際法務総合センターに移転し、法務総合研究所国際協力部との連携を深めつつ、新たなスタートを切った。



国際法務総合センター

これまでUNA FE Iの研修に参加した刑事司法関係者(日本人を含む)は、139の国と地域から、延べ約6,000人を数え、最高裁判所長官、法務大臣、検事総長その他の重要な地位に昇進した者や、国際刑事裁判所判事に就任した者等が多数いる。UNA FE Iの活動は国内外で高く評価されている。

(2) 技術支援活動

UNA FE Iは、1962(昭和37)年9月の第1回国際研修以来、主に世界の開発途上国の刑事司法実務家を対象とし、独立行政法人国際協力機構(JICA : Japan International Cooperation Agency)及び公益財団法人アジア刑政財団(ACPF : Asia Crime Prevention Foundation)等の協力を得てこれまで174回の国際研修を実施してきた。そのテーマは、国連犯罪防止刑事司法プログラムの優先事項、国会政治宣言、SDGs等の国連の重点政策に沿った課題を取り上げてきた。また、UNA FE Iは、1998(平成10)年以降、毎年1回、汚職犯罪対策に特化した国際研修を実施している。



UNA FE I国際研修

さらに、UNA FE Iは、世界各国や国連などの要請を受け、特定の国や地域を対象とする研修等の技術支援を行っているほか、UNODCと共同の技術支援プロジェクトも実施している。1981(昭和56)年から2002(平成14)年までの間は、アジア太平洋諸国を中心に、海外ジョイントセミナーを開催した。

(3) 国連の刑事司法分野の政策形成・実施支援への関与・貢献

UNA FE Iは、PNIとして、刑事司法分野における実質的な政策決定機能を有する国連犯罪防止・刑事司法委員会(コミッション)や、国連犯罪防止・刑事司法会議(कांग्रेस)に参加し、国連の刑事司法分野の政策決定・実施に積極的に貢献し続けてきた。その最も大きな功績の一つは、第8回 कांग्रेस(ハバナ)で採択され、1990(平成2)年、国連総会決議で採択された、非拘禁措置に関する国連最低基準規則(東京ルールズ)の策定への貢献である。史上初めてアジア地域で開催された第

4回京都 kongress (1970年, 昭和45) の招致に当たっても, UNAFEI が既に確固たる実績を積んでいたことも大きく寄与した。

第10回 kongress (2000年, 平成12) 以降, UNAFEI は, 毎回ワークショップを企画・運営しており, 第14回 kongress (2020年, 令和2) において, UNAFEI は「再犯防止」をテーマとしたワークショップを担当する。

なお, 第4回京都 kongress 国連事務局次長であり, 元 UNAFEI 所長でもあった故敷田稔氏が, かつては国連経済社会理事会・社会開発委員会の下にあった犯罪防止規制委員会(コミッティ)を, 経済社会理事会直属の犯罪防止・刑事司法委員会(コミッション)として位置付けた上, その直前のフランス・ヴェルサイユにおける閣僚会議で kongress の存続を強く主張して認められるなど, 今日におけるコミッション・kongress の姿に道筋を付けることに大きく貢献したことも特筆に値する。

(4) 他の PNI との協力

UNAFEI は, 最も歴史と実績の長い PNI として, UNODC や他の PNI と緊密に連携し, 中でも, 北京師範大学刑事法律科学研究院(CCLS: College for Criminal Law Science of Beijing Normal University), 韓国刑事政策研究院(KIC: Korean Institute of Criminology) 及びタイ法務研究所(TIJ: Thailand Institute of Justice) とそれぞれ協力覚書を交わしている。


2 法制度整備支援

日本は, 1994 (平成6) 年以降, 法務省・外務省等の関係省庁, 最高裁判所, 日本弁護士連合会, JICA, 大学・研究者等が協力・連携して, アジアの国々に対し, 法令の起草や法務・司法分野の人材育成等を支援する法制度整備支援を積極的に実施してきた。当初, ベトナムやカンボジアを対象にして行われた法制度整備支援は, 各国からの支援要請の高まりを受けて, 対象国を拡大し, 法務省は, 2001 (平成13) 年に, 法制度整備支援に専従する部署として, 法務総合研究所内に国際協力部を新設した。現在, 主な支援対象国は10か国以上に上り, 対象となる分野も, 民商事法から刑事法, 行政法等多岐にわたる。

我が国による法制度整備支援は, 相手国の自助努力を側面から支援するものとして, 相手国がそれぞれの実情に適合した法制度を整え, 運用し, かつ, これを持続的に改善できる能力の向上を図ることを重視しており, こうした支援は, 相手国からも高く評価され, 約四半世紀にわたって, 相手国との信頼関係に基づき, その実績を積み重ね続けている。



法制度整備支援成果物



日本の刑事司法
50年を振り返る